ヒアリング（意見交換）のための事前提出資料

資料番号 ３-４

公安委員会

１　ひと月あたりの平均活動日数及び主な活動内容（H22年度）



　　※あわせて、H20年度から3年間の委員会議の開催実績についてご記入ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期間 | 開催回数 | 備　　　考 |
| H20年度 | ４３回 | 平均開催時間：4時間32分 |
| H21年度 | ４４回 | 平均開催時間：5時間11分 |
| H22年度 | ４５回 | 平均開催時間：5時間26分 |

２　活動日数以外での委員の業務量について客観的なデータがありましたら、ご記入ください。

　　（例.不服申立ての審査件数、許認可や行政処分の件数など）【H20～22年度実績】

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **１　定例会議における案件数**  定例会議の開催時には、警察本部長以下警務・総務・生活安全・地域・刑事・交通・警備・情報通信の各部長らの出席を求めて行う全体会議の場において、府下における事件・事故・災害の発生状況等の治安情勢、それについての警察の取組み、警察運営に係る諸施策の推進状況、組織や人事管理の状況等について、報告を受けるとともに必要な審議も行い、これを指導するほか、各担当部署の責任者等の出席も得て行う個別会議の場において、各種交通規制、指定暴力団の指定、暴力的要求行為やストーカー行為等に対する措置命令、運転免許や風俗営業等の取消など関係法令違反に係る各種行政処分、それらの行政処分に対する不服審査、犯罪被害者等給付金の申請に対する裁定、警察事務に関する苦情等の受理及び措置、各種公安委員会規則の制定や改正等、法令によって当公安委員会の権限事務とされている広範な案件を処理しており、それらの案件の数だけを取り上げてみても、次表に示すとおり、多数に及んでいる。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 期間 | 全体会議案件数 | 1回平均件数 | 個別会議案件数 | 1回平均件数 | | H20年度 | ４２８件 | １０．０件 | １，４５６件 | ３３．９件 | | H21年度 | ４３０件 | ９．８件 | １，７９０件 | ４０．７件 | | H22年度 | ４２５件 | ９．４件 | １，４７６件 | ３２．８件 |     **２　準司法的機能に係る業務の過多**  　　公安委員会を被告とする行政訴訟が毎年多数提訴され、また、各種行政処分に対する不服申し立ての件数も次表に記載のとおりとなっているなど、準司法的機能に係る業務が非常に多い状況にある。  　　これらの業務の処理については、会議や式典等とは異なり、個々のケースにおける具体的事情をも踏まえた慎重な審理を行い、その上で的確な判断を下すことが必要とされることから、各委員は、事前に相当な時間をかけて検討している状況にある。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 期間 | 行政訴訟取扱件数 | 不服申立処理件数 | | H20年中 | ３８件 | ５５３件 | | H21年中 | ３０件 | ６７８件 | | H22年中 | ２１件 | ４３５件 |   **３　犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定に対する負担**  犯罪被害者等給付金については、犯罪被害等を受けた者の権利・利益の保護を図ることが目的であるが、支給に際しては国費(国民の税金)が充当されること、また、裁定を誤れば、国家公安委員会への審査請求や行政訴訟に発展する恐れもあること等から、犯罪被害の状況等を詳細かつ的確に把握した上での慎重な裁定が必要となる。  　 裁定は、定例会議で実施しているが、論点が多岐にわたるケースもあり、相当の時間を要するのが通常であり、会議中における検討のみでは不十分であることから、その前週に関係資料を受領し、各委員が自宅等において、それぞれ相当な時間をかけて事前の検討を実施している状況にある。     |  |  |  | | --- | --- | --- | | 期間 | 裁定件数 | 支給額 | | H20年度 | ３６件 | 65,176,812円 | | H21年度 | ９４件 | 134,030,102円 | | H22年度 | ７２件 | 160,416,552円 |   **４　公安委員会相互間の連絡**  都道府県公安委員会は、同じ立場にある国家公安委員会や他の都道府県公安委員会と、常に緊密な連絡を保たなければならないとされており（警察法第３８条第６項）、日常的な相互連絡のほか、定期的に全国公安委員会連絡会議、１５都道府県公安委員会連絡会議、近畿管区内公安委員会連絡会議の各会議を開催し、公安委員会による警察の管理状況や公安委員会の権限事務の在り方等を巡る懸案事項についての意見交換を行っている（平成２２年度も東京〈２回〉、新潟、京都において、合計４回の会議が開催された）が、全国の都道府県公安委員会の中でも取扱事務量の多さや地域的な立場から主要な立場にあり、当公安委員会の各委員は、各会議の場において意見等の発表を求められる機会が多いため、事前に相当な日数をかけて会議の議題事項についての調査検討を行う等、必要な準備を整えた上で各会議に出席し、会議の場においても積極的に意見の発表を行っている。    **５　行事出席等に伴う挨拶文案等の作成**  公安委員が出席する行事は、年頭視閲式、署長会議、初任科卒業式、殉職者慰霊祭等、年間約７０件前後に及んでいるが、それらの中でも、委員長又は委員による訓辞、挨拶、祝辞等を求められる場合が多く、それらの訓辞文等については、１案件につき、３週間程度をかけ校正を重ねていることから、出席する委員（長）は、定例会議以外の時間帯において、自宅や勤務先において校正案を作成する必要がある。  **６　管理機能を充実させるための視察・督励の強化**  定例会議において、一層充実した審議や適切な権限行使、指示、提言を行うためには、公安委員が現場の警察活動の実態や訓練、教養等を視察することが重要であるとの基本認識の下、各種訓練・研修の現場、交番・駐在所等の視察活動を強化し、現場における執行部隊の士気や、精強な第一線警察を担う地域警察官のスキルアップの状況を確認している。  平成２２年中では、２５件の視察・督励を実施した。  **７　22年度中における委員（長）出席行事**  　　「平均活動日数」としては、前記「１　ひと月あたりの平均活動日数及び主な活動内容」となるが、定例会議開催日や式典等に併せた視察・督励等を実施しており、本資料６ページ以降の「平成22年度中における公安委員の出席行事」に示すとおり、委員長をはじめとする各委員の活動時間（拘束時間）は非常に長く、多大な負担となっている状況にある。 |

３　委員であることによる日常生活への影響について

　　（例．間接的ではあるが、具体的な影響など）

|  |
| --- |
| **１　常時即応体制が必要**  　　公安委員会の管理に係る警察の業務は、２４時間休みなく稼働しており、  ｏ　特異重要な監察事案  　　ｏ　社会的反響の大きい事件・事故  　等の発生に際しては、警察運営に影響を与えるおそれがあることから、時間、場所を問わず携帯電話等で即報を受ける態勢をとっている等、各委員は、平素から有事に備えている。  　　具体的事例として、３月１１日の「東日本大震災」発生時にも、警察からの即報を受けるとともに、被災県公安委員会からの援助の要求に応じ、直ちに広域緊急援助隊を現地へ派遣する等の措置をとったところである。  **２　身体に対する日常的な不安**  　　公安委員会が行う各種の裁定は、善良な市民を対象とするものだけではなく、違法行為を行った者に対する不利益処分、暴力団対策法に基づく指定暴力団の指定、暴力団員が暴力的要求行為を行っている場合における当該暴力団員に対する中止命令等、場合によっては、関係者らによる報復等が考えられるものも多いところである。  　　過去においては、行政訴訟を提訴した者や公安委員会宛てに苦情を申し立てた者が、委員の勤務先や自宅に直接押し掛け、中には委員個人を被告として根拠のない提訴をした者もいる等、委員に対する嫌がらせ等も行われているところであり、家族を含めて日常的に精神的な負担を強いられている状況にある。  **３　公安委員会の任務・職責と委員の服務規律**  公安委員会の制度は、強い執行力を持つ警察行政について、政治的中立性を確保し、かつ運営の独善性を防ぐために、国民の良識を代表する者によって警察の管理を行うことが適切と考えられたために創設された制度であり、当公安委員会は、大阪府下における事件・事故・災害の発生状況等の治安情勢と警察の取組み、それら踏まえた各種施策・組織や人事管理の状況等について、警察本部長等から報告を受け、意見や提言を行い、これを指導するなどして、大阪府警察を管理する任務と職責を有するとともに、各種法令によって一般国民の日常生活に広く関わりのある数多くの行政事務を処理する権限と職責をも付与されているものであり、警察とは異なる独立の行政機関である（委員会の庶務は、警察本部において処理することとされているが、委員会の運営に必要な事項については、委員会が自ら判断して定めることとされている〈警察法第４４条、第４５条〉）。  そのために、公安委員は、政治的中立性を堅持し、秘密遵守の義務を負うほか、信用失墜行為の禁止、営利企業等の従事制限などの厳格な服務規律に服し、日常の私生活においても常に身を律することが求められるし、緊急事態の発生時には昼夜を問わず報告を受け必要な措置をとるなど、常に緊張感を維持することが求められている状況にもある。（同法第４１条、第４２条等参照）。  **４　定例会議資料の事前確認と調査等**  定例会議における案件については、各委員が、案件の内容を把握した上で会議に臨めるようにするため、会議に先立ち、事務担当室から事前説明や必要な資料等の提供を求め、必要に応じ資料等を持ち帰るなどして、内容の把握に努めているところである。  　　特に、公安委員会の権限事項である各種行政処分に対する不服申立て等の案件、行政訴訟に係る応訴の案件、犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定の案件等は、公安委員会が、その判断を誤れば、行政訴訟や国家公安委員会への審査請求等に発展する恐れもあることなどから、慎重な判断を要するところであり、過去の判例や法の解釈等の調査にも相当な時間と労力を要している状況にある。 |

４　その他

　　　特に記載すべき事項がありましたら、ご記入ください。

|  |
| --- |
| **１　公安委員会を取り巻く大阪府下における厳しい治安情勢**  大阪府の警察官の定員（平成２１年）は、東京都（４３，０７７人）の約半数（２１，１５２人）であるが、この人員で東京都と同様の治安水準を確保するためには、より効率的な警察業務の運営に努めさせなければならない。  　公安委員会としては、犯罪の検挙・防犯に向け警察が進める諸施策の是非や的確な警察行政の推進状況等について、きめ細かい管理に努める必要がある。  　また、府民の信頼を損なうような警察官による非違事案も依然として跡を絶たない状況にあり、管理機能のより一層の強化が求められているところでもあり、各公安委員においては、独立した観点を堅持しつつ、日々の警察活動を観察し続けることが必要とされる状況にある。  **(1) 刑法犯等の発生状況**  大阪府下における昨年の全刑法犯の認知件数は約１６万件、街頭犯罪の認知件数は約８万件となっており、街頭犯罪８罪種については、１１年ぶりに全国ワーストワンを返上したものの、依然として高水準で推移しており、東京都と変わらぬ治安情勢にある。ひったくりについても昨年、全国ワーストワンを返上するに至ったが、これを確固たるものにする必要もある。  　　　公安委員会としてもこれらの犯罪の動向と警察の取組みをよく把握し、必要な提言を行うことも求められる状況にあり、既に街頭防犯カメラ増設等の対策推進方の提言も行ったところである。  **(2) 交通事故等の発生状況**  　　 大阪府下においては、交通事故による死者数が年間２００人を超え、交通事故発生件数についても５万件を超える等、非常に厳しい状況にある。  また、ひき逃げ事件についても、昨年１年間で約１，７００件の発生をみており、全国ワーストワンとなっている。  これらの交通事犯の動向と警察の取組みについても、公安委員会として前同様の目配りが求められる状況にあり、既に繰り返し必要な提言を行い、これを受けた警察においても、地域住民に交通マナーの遵守を呼びかける広報活動等を推進するとともに、多くの警察官を投入して交通違反取締のための一斉検問をも累行するなど、交通事故発生の抑止に向けた所要の対策を講じているところである。 |